

グリース阻集器（グリーストラップ）について



○グリース阻集器とは

汚水が油脂や土砂などにより排水設備の機能を著しく妨げる場合には、「有効な位置にグリース阻集器（グリーストラップ）を設けること。」と告示により定められています（建設省告示第1597号）。

グリース阻集器とは、排水に含まれる油脂やゴミを取り除くための装置であり、下図のような構造をしています。まず、槽内入口のバスケット（①）で野菜やゴミ等を阻集します。次に、水と油の比重差を利用して汚泥等を沈降（②）させ、油分は浮上分離（③）します。最後に、トラップ管（④）を通じて油脂分を除去した水を排出します。

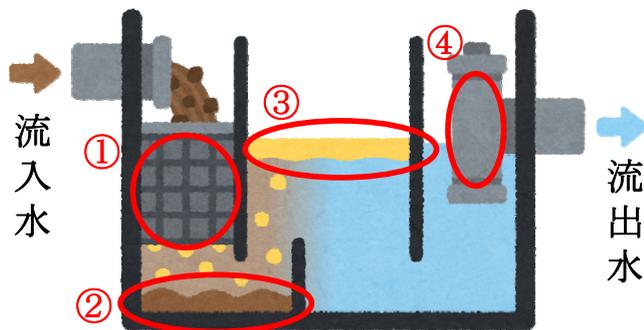


図 グリーストラップの構造

表 各部の名称と清掃周期の目安

名称	清掃周期（目安）
① バスケット	毎日
② 沈降汚泥	月1回
③ 浮上油分	週1回
④ トラップ管	2～3ヶ月に1回

○維持管理

グリース阻集器は、貯留された汚泥及び油脂分を定期的に清掃して排除する必要があります。清掃周期の目安は上表をご確認ください。

清掃を怠ると臭気が発生すると共に、阻集された汚泥や油脂分が流出し、下水道法や水質汚濁防止法の基準項目であるノルマルヘキサン抽出物質の値が上がる原因になります。

○注意点

洗剤等によって油脂分と水が混ざり合っている場合、阻集器の分離効率が低下します。事前に汚れを拭き取ることや、洗剤使用量の削減等による対策が推奨されています。

〈参考資料〉

- ・ 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件（昭和50年建設省告示第1597号）
- ・ 日本阻集器工業会 <http://www.nihon-soshuki.jp/index.htm>

詳しくは、当社 分析担当者（フリーダイヤル0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌分析・建設発生土（残土）分析